

秘密保全法制に係る質問等に対する回答について

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2011年12月12日 17:22

宛先:

添付ファイル: 防衛省意見等(12月5日付け)に対する回答(2011~1.doc (29 KB))

防衛省 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、12月5日付けで貴省から頂戴しておりました意見等に対する回答を添付しております。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線
(直通)

Fax 03-3592-2307

防衛省 担当官 殿

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 12 日

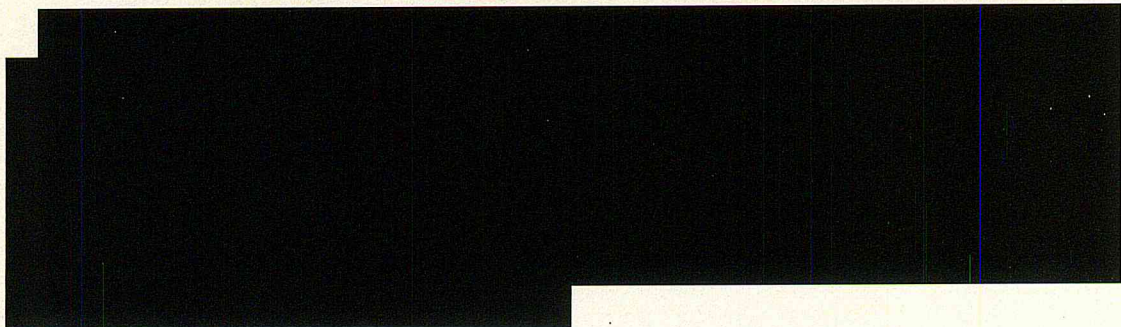
内 閣 情 報 調 査 室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 5 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第8条第1項関係



【回答】

第8条第1項第2号は、有識者会議報告書「第3（秘密の管理）2（人的管理）(1)（適性評価制度）イ（適性評価の対象者）」の第3段落を念頭に置いた規定である。

暫定的な適性評価に関しては、本法制上位置付けていくか引き続き立法技術的な検討をしてまいりたい。

2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

【回答】

貴解釈のとおりである。

3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、

本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

【回答】

内閣法制局の指摘を受け、内閣情報調査室内で再検討した結果、適性を有するかどうかの結果の通知については、論点ペーパー「結果の通知について」2に記述のとおり、当然に必要である点において、理由の通知と同様の取扱いをすることは適当でないと考えたためである。

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

【回答】

今後具体的な検討を行ってまいりたい。

4 第8条第9項第2号関係

部長用条文案第8条第1項の規定により適性を認められた職員が、同条第3項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第8条第1項なのか、あるいは同条第9項第2号なのか、御教示いただきたい。

【回答】

特別秘密の管理は行政機関ごとに行われるものであるため、この場合、当該他の行政機関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

サインアウト 内調職員061(内閣情報調査室)

メール 送信済みアイテム 24 アイテム

ユーザー検索

オプション

お気に入り

新規作成 削除 移動 フィルター 表示

受信トレイ

メールボックス全体の検索

内調職員061(内閣情報調査

日付 のスレッド 新しい日付が上

受信トレイ

今日

下書き

(件名なし)

18:37

送信済みアイテム

削除済みアイテム

先週

メモ

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

迷惑メール

内閣法制局への秘密保全法制の資料持込み(予定)について

01/13(金)

(件名なし)

内調職員061(内閣情報調査室)

アクション

宛先:

CC:

添付ファイル (4) すべての添付ファイルをダウンロード

ル: 23.12.19防衛省への回答送付.jtd (24 KB); 23.12.20防衛省への回答送付.doc (41 KB) [Web ページとして開く]; 23.12.20防衛省への回答送付.jtd (22 KB); 23.12.21防衛省への回答送付.jtd (38 KB)

2012年1月16日 18:37

防衛省 防衛政策局調査課 様、様(CC 様)

いつもお世話になっております。

- ・ 12月19日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権・適性評価以外)について
- ・ 12月20日付「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について(案)」について
- ・ 12月20日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(適性評価関連)について
- ・ 1月16日付「特別秘密の保護に関する法律案(仮称)」(指定権関連)について

以上に対する回答を送付致しますので、よろしくご査収願います。

内閣官房 内閣情報調査室

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL: 03-5253-2111(内線)

E-Mail:

メール

予定表

連絡先

タスク

2012/01/16

防 衛 省 担 当 官 殿

事 務 連 絡

平成24年1月16日

内 閣 情 報 調 査 室

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権・適性評価以外）について（回答）

標記について、貴省からの12月19日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 12月12日に法制局に持ち込まれた条文素案第7条において、「伝達」を「提供」に修正した理由を御教示いただきたい。

（回答）

自衛隊法施行令第113条の4及び第113条の5第2項において、防衛秘密の「伝達」と「提供」が区別して用いられているところ、他の法令における用例も参考にとすると、

○ 「伝達」は自然人が自然人に対して行なうもの

○ 「提供」は行政機関（の長）が当該行政機関外の者（自然人又は法人）に対して行うもの

としてそれぞれ用いられていると考えられる。条文素案第7条は、行政機関（の長）が他の行政機関（の長）に対して行う行為を規定するものであるため、「提供」を用いるべきと考えられる。

- 2 12月14日に法制局に持ち込まれた条文素案第6条第1項において、「他の行政機関の長及び職員」との規定に修正された理由を御教示いただきたい。この場合、自衛隊法第96条の2第3項の規定振りとの関係を明確にして御教示いただきたい（隊法第96条の2第3項に規定する「国の行政機関の職員」には、例えば海上保安庁長官なども含んでいるところ、念のため。）。

（回答）

修正前の条文素案第6条においては、自衛隊法第96条の2第3項の「職員」と同様、行政機関の長も含んだ概念として「職員」という語を用いていたところ、法制局審査の過程において適性評価の対象につき従来の考え方を改め、行政機関の長を除外することとしたため、条文素案第8条第1項において、行政機関の長を含まない概念として「職員」という語を用いることとなった。これに伴い、条文素案第6条においては、「他の行政機関の長及び職員」又は「都道府県警察の警察本部長及び職員」と修正することとした。なお、このような修正を行ったことにより、同条の「取扱いの業務を行わせることができる」という規定が使役ではなく許容の意味であることがより明確になったものと考えられる。

- 3 本法制が公布されてから施行されるまでの期間（施行期日）について、現段階でお考えがあれば御教示いただきたい。

企業職員に対する適性評価に関しては、秘密保全法制の施行後でないと、行政機関の長による適性評価を実施することができず、かつ、公務所等への照会も行えないことから、法律施行後に初めて、企業職員の適性評価を開始するとの理解で差し支えないか確認したい。

（当方としては、防衛秘密を取り扱う企業の関係職員数千名について、新法に基づく企業職員の適性評価を実施するには相当の期間を要すると見込まれるところ、これが秘密を含む装備品等や役務の調達契約に支障を生じさせないような措置を検討する必要があると考えている。）

（回答）

本法制のうち適性評価の実施に必要な条文の施行後でないと適性評価を実施することができないことは貴見のとおりである。なお、当該条文の施行後でないと適性評価を実施することができないのは企業職員だけでなく、防衛省・自衛隊職員についても同様である。

その上で、適性評価の実施及び特別秘密の取扱いに支障が生じることのないよう、適性評価の実施に要する期間を考慮して施行期日を段階的に定めるべきと考えられるところ、施行期日を含めた附則に規定すべき事項については、今後、貴省をはじめとする関係省庁と協議させていただきたい。

防 衛 省 担 当 官 殿

事 務 連 絡

平成24年1月16日

内 閣 情 報 調 査 室

「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」について（回答）

標記について、貴省からの12月20日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 自衛隊法第80条第2項に基づく海上保安庁の全部又は一部に対する防衛大臣の指揮は、防衛出動または治安出動を命ぜられた自衛隊の出動目的を効果的に達成するために認められているものであり、海上保安庁の所掌事務のうち人事、経理等の組織管理に関する事項にまでは及ぶものではないと考えられる。この点を考慮すると、防衛大臣が、その指揮下にある海上保安庁の全部又は一部に対し防衛秘密の取扱いの業務を行わせること（管理面も含めた業務を行わせること）が、その指揮権に含まれるかどうかについて、必ずしも確立した解釈があるわけではない。

防衛省としては、このような状況においては、防衛秘密の保全措置に万全を期するとの観点から、他省庁職員に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる際の原則的な枠組みである自衛隊法96条の2第3項の規定による枠組みによることが適切と考えており、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」における自衛隊法第80条第2項の解釈（2（1）イ及び2（2）イ）には同意できず、該当部分の修正を求めたい。

なお、貴室整理ペーパー「他の行政機関等における特別秘密の取扱いの業務について（案）」の別紙において記載されている他省庁における指揮関係の多くは、事務の分掌などが明示的に規定されており、自衛隊法80条の規定により防衛大臣が海上保安庁の全部又は一部に対し行う指揮と同列に論ずることはできないと考える。

（回答）

原案どおりとさせていただきたい。

（理由）

防衛出動又は治安出動を命ぜられた自衛隊の出動目的を効果的に達成するためという趣旨に鑑みれば、防衛大臣の海上保安庁に対する指揮権の中に、海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる権限が含まれないとの解釈を採ることは適当でないと考えられるため。なお、防衛大臣が海上保安官に防衛秘密の取扱いの業務を行わせる場合、貴見のとおり、自衛隊法第96条の2第3項の規定による必要があると考える。

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（適性評価関連）について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 20 日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 23. 12. 12 付け貴室からの回答に対する再質問

ア 第 8 条第 7 項(12/16 付部長用資料では第 8 項)関係

○ 23. 12. 5 付けの当省からの質問

また、対象職員に対する適性評価の結果の通知については、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内で行うことが重要と考えるところ、現段階における当該通知の具体的な要領について、お考えがあれば御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12 付け貴室からの回答

今後具体的な検討を行ってまいりたい。

● 今回の当省からの再質問

現在の防衛省の適格性確認制度では、その実効性の確保等を理由に、判定結果を申請者本人には通知していない（申請者の管理者等に通知）ため、本法制において、結果を通知することとされていることに省内に強い懸念を示す意見もあるところ。これについては、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲で通知することが実際問題として可能かどうか重要な考慮要素であると考えていることから、その検討にあたっては、前広にご調整いただきたい。

（回答）

通知の方法については、関係機関の御意見を踏まえつつ検討してまいりたい。

イ 第 8 条第 9 項第 2 号(12/16 付部長用資料では第 10 項第 2 号)関係

○ 23. 12. 5 付けの当省からの質問

部長用条文案第 8 条第 1 項の規定により適性を認められた職員が、同条第 3 項に規定する期間内のうちに、他の行政機関に出向（異動）した場合、当該他の行政機関の長は、その期間内であれば自己の保有する特別秘密を当該職員に取り扱わせることができるほか、当該職員の転入の際に、改めて、適性評価を行うことも可能と考えるが、この場合、その根拠は、部長用条文案第 8 条第 1 項なのか、あるいは同条第 9 項第 2 号なのか、御教示いただきたい。

○ 23. 12. 12 付け貴室からの回答

特別秘密の管理は行政機関ごとに行われるものであるため、この場合、当該他の行政機関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第 8 条第 1 項である。

● 今回の当省からの再質問

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。

(回答)

適性の否定につながるおそれのある事情が認められた場合を想定している。

- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。

(以前貴室とご調整させていただいた際に、調査票中6頁「その他適性評価手続のために必要な情報 II 過去の適性評価の経歴(過去5年以内に本法制に基づく適性評価を受けたことがありますか。)」の項目は、申請者が他省庁等に異動した際に、その者は適性がある(またはない)という「証明書的な役割を果たす項目」と説明を受けたところである。当方としては、係る貴室の説明を踏まえ、出向元の行政機関等で、適性評価を受けていれば出向先の行政機関では適性評価を改めて受ける必要はないものと理解していたため。)

(回答)

「他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならない」という趣旨であり、御指摘の相互乗入を認めることは検討していない。

なお、異動先の行政機関の長が、出向元の行政機関の長が行った適性評価の結果を参考にすることは妨げられない。

2 新規質問

ア 第8条第1項第1号関係

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

(回答)

大臣秘書官(政務)は適性評価対象になると考えている。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

(回答)

各省庁統一的なものとして法令又は政令に規定することを考えている。

イ 第8条第8項関係

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし

て整理する必要があるところ。当該内容を含め、個人情報の開示請求への対応について、現段階においてお考えがあれば御教示いただきたい。

(回答)

引き続き検討中である。

ウ その他

当方としては、企業職員に対する適性評価の実施体制について、必要に応じて所要の機構・増員要求を行う必要性も含めて検討を進めているところ。当方のこれまでの経験に鑑みれば、適性評価において最も労力と時間を要するのは「対象職員若しくは知人その他の関係者への質問」（法案第8条第7項）であるところ、これらの職員・知人に対する質問手続等について、今後、政令等により各省庁共通の規定を設ける予定があるのか、それとも各行政機関の長の裁量に委ねられることになるのか、お考えがあればお伺いしたい。

(回答)

現時点では検討していない。

また、法律の施行期日次第では、企業職員に対する適性評価の実施体制の構築については、最も早い場合で平成25年度概算要求も視野にいれる必要があると考えているところ、貴室において、①法律の施行期日、②秘密保全法制の整備を理由とした平成25年度要求の可否、等について何かお考えがあればお伺いしたい。

(回答)

①については、引き続き検討中である。

②については、現時点では検討していない。

防 衛 省 担 当 官 殿

事 務 連 絡

平成24年1月16日

内 閣 情 報 調 査 室

「特別秘密の保護に関する法律案（仮称）」（指定権関連）について（回答）

標記について、貴省からの12月21日付意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第3条及び第5条関係

ア 「当該行政機関についての別表各号に該当する事項」の趣旨如何。防衛に関する事項について、防衛省以外の行政機関についての防衛に関する事項に該当するものとして、具体的にどのようなものを念頭に置いているのか。

（回答）

当該行政機関が保有しない若しくは保有し得ない事項に係る当該行政機関による指定を認めないこととするための文言である。お尋ねの事項としては、例えば、内閣情報会議が決定した情勢認識などが考えられる。

イ 「当該行政機関についての」の趣旨如何。第5条第1項の「他の行政機関との共有に係る事項」については、「当該行政機関についての」ではないということか。

（回答）

上記アの回答を参照されたい。「他の行政機関との共有に係る事項」であっても、「当該行政機関についての」事項に該当し得る。

ウ 防衛省についての防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、第3条第1項に基づき、防衛大臣が特別秘密として指定した効果は、防衛省以外の行政機関（政府全体）にも及ぶものと解するが、その効果は、同条第2項第2号に基づき通知により指定した場合も同様か。

（回答）

防衛大臣による指定の効果は、すべての行政機関に自動的に及ぶものではなく、指定に係る特別秘密の提供を通じて提供先の行政機関に及ぶことになると考えている。そのことは、標記又は通知のいずれによる指定であっても変わるところはない。

エ 防衛大臣は、防衛に関する事項であって、公になっていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるものについて、これを特別秘密に指定した後、必要があれば、第6条第1項の規定に基づき、「政令で定めるところ」により、必要

な協議（現行自衛隊法施行令第113条の4に規定するようなもの）を行って、他の行政機関の職員にこれの取扱いの業務を行わせることができると考えているところ。

他方、第5条の規定は、当初、貴室から説明があったように、既に共有されている情報を特別秘密に指定する場合、あるいは、他の行政機関から受領した情報について、受領した情報機関の判断で別表の事項に触れるようなものを特別秘密に指定する場合について、必要な調整を行うための規定であると理解している。

したがって、防衛省が他の行政機関との間で共有することを予定していない情報を特別秘密に指定する場合や、これから共有しようとする情報であっても、防衛省についての「防衛」に関する事項を特別秘密に指定する場合であれば、第5条第1項の規定による意見聴取によらずとも、第3条の規定により、防衛大臣が指定権を行使できると考えている。この理解については、現時点においても、変更ないものと理解してよいか（本法制においては、現行の防衛秘密制度を取り込むものと承知しているが、当方としては、防衛省として、従来であれば防衛秘密に指定すべき事項について、本法制に伴う各省からの意見聴取等により、その指定が困難となれば、結果として、現行の防衛秘密の保全水準の低下につながりかねないことから、少なくとも、現行の防衛秘密の指定の要領が維持されない限り、防衛秘密制度の本法制への取り込みには納得できかねる。）。

（回答）

貴見のとおりである。

オ 特別秘密の指定に当たっては、例えば、防衛省から外務省に提供した防衛に関する情報（防衛省としては、これを同法案別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に該当しないとの判断を行った後、提供している情報）について、それを受けた外務省が、別表の第1号に照らし、「特別秘密（仮称）」に当たると主張する余地もあると考えられるところ。この場合、「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断を防衛大臣以外の行政機関の長が行うことが、各行政機関の所掌事務上可能なのか。また、例えば、「外務省についての防衛に関する事項であって、自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究」と当てはめた場合、具体的にいかなるものを特別秘密として指定することが想定されるのか。

（回答）

「防衛上、特に秘匿の必要があるもの」の判断は、例えば「日本国の安全保障に係る外交政策に関すること」（外務省設置法第4条第1号イ）を所掌事務とする外務大臣が行う場合など、防衛大臣以外の行政機関の長がその所掌事務上行うことが可能と考えられる。

お尋ねの具体例についてはお答えしかねるが、外務大臣が防衛に関する事項を特別秘密に指定する例としては、例えば、外務省が外国等から入手した防衛に関する情報を別表第1号ロに該当するものとして指定する場合が考えられる。

カ 内閣官房がある事項を特別秘密に指定するに当たっては、およそ当該事項は「共有に係る事項」に該当するものと考えられることから、他の行政機関の長の意見を聴く

ことになるのか。

(回答)

内閣官房が収集する情報は、必要に応じて他の行政機関と共有されるものの、特別秘密指定後に共有されるに至る場合も考えられる。したがって、内閣官房が特別秘密の指定を行う場合、必ずしも他の行政機関の長の意見を聴くことにはならないと考える。

キ 「その意見を尊重しなければならない」には、特別の事情のない限りその意見の趣旨に沿って処置することが強く要請されているものと考えられるが、行政機関の長が、「行政機関についての・・・特に秘匿することが必要である」と判断した事項について、他の行政機関の長の意見により秘密に指定する必要性を認めなくなることがあっても良いのか。

また、これが良いということであれば、なぜ、秘匿することが必要と判断されたものの（保護する必要があるもの）について、特別秘密として指定しなくとも良いとの整理ができるのか。

(回答)

意見聴取の結果、例えば、他の行政機関における当該事項の取扱状況を把握して指定を見送る場合など、指定の必要性を認めなくなることがあると考えられる。

ク 特定行政機関の長の意見を聴き、その意見を尊重した上で、他の行政機関から伝達を受けた事項を特別秘密に指定した場合において、後に、当該事項を共有していた行政機関を絞りきれていなかったことが判明し、特定行政機関以外の行政機関に該当事項が共有されていた場合はどのように取り扱うのか。

(回答)

指定の要件充足性を検討する必要があるため、判明した時点で当該行政機関における当該事項の取扱状況を調査し、その結果引き続き要件を充足することが明らかになった場合には当該行政機関においても当該事項を特別秘密として取り扱い、要件を欠いていることが明らかになった場合には指定を解除することとなると考える。

ケ 防衛省が特別秘密に該当するとして事項指定した場合について、当該事項指定の後に、他の行政機関が該当事項を入手した段階（アのように外交ルートにより入手したものを含む。）では、それは特別秘密に自動的に指定されると当方は理解しているが、このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

(回答)

当該事項が特別秘密に自動的に指定されるわけではない。

コ

この

ような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

- ① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

（回答）

外務省は当該事項を共有しており、指定に当たり、防衛省は外務省の意見を聴取する必要がある。

- ② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

（回答）

先に指定権を行使しようとした機関が指定権を行使することになり、他方が特定行政機関となる。ただし、意見聴取の結果、相互の立場が逆転することもあり得ると考える。

- サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

（回答）

意見聴取を通じて把握できる特定行政機関の範囲において、指定の是非が判断されることとなる。詳細は平成23年12月16日各省送付に係る論点ペーパー「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」の「3 行政機関外の者から同一の情報を個別に取得した場合について」を参照されたい。

- シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

（回答）

当該2つの省庁が相互に当該情報を保有している事実を認識していない場合は、各々個別に指定又は解除をすることとなると考える。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないと理解してよい。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政機関の内部においても同様である。

（回答）

貴見のとおり、「後出し」指定は好ましいものではなく、実際に行われる例も少ないと考えるが、本法制において理論上排除されるものではない。

2 貴室作成の「指定権の所在及び指定の効果、並びに指定の調整について（案）」について

ア 1（3）において、「制度の複雑化を招く可能性」とは何か。例えば、防衛省についての防衛に関する事項の場合、防衛大臣以外の行政機関の長が指定権を行使することは考えられないことから、むしろ、全ての行政機関の長に指定権を認めることで、かえって手続きが複雑化しているのではないか。

（回答）

ある事項が号をまたいで複数の別表事項に該当する場合が考えられるところ、その場合、どの行政機関に指定権を認めるのかを一義的に明らかにすることは困難であり、制度の複雑化を招く可能性がある。それよりも、すべての行政機関に指定権を認めた上で、意見聴取を通じた調整を図ることとした方が簡明であるし、適切な指定にも資すると考える。

イ 3の説明に「特別秘密に指定しようとする場合、当該情報を保有する他の行政機関への意見聴取、協議及び通知は不可能」とあるが、これは、特別秘密に指定すべきものであっても、共有範囲が当然には分からないような場合については、指定できないこととなるとの理解か。

（回答）

指定はできるものの、意見聴取等ができない行政機関には指定の効力が及ばないということである。

3 その他

ア 特別管理秘密は特別秘密と特別管理秘密に分かれるのか。

(回答)

特別管理秘密がすべて特別秘密に該当するわけではないと考える。

イ 衛星秘密は、どの事項に該当するのか。特別秘密に該当するもの、しないもの（特別管理秘密）があるのか。

(回答)

衛星秘密は、基本的には別表1号ロ、2号ハ及び3号ロの「情報」又は1号ハ、2号ニ及び3号ハの「情報の収集整理又はその能力」に該当し得ると考えるが、今後更に詳細な検討をしてまいりたい。

ウ 政府統一の秘密制度である以上、各行政機関による実施体制、実施状況、指定された特別秘密の事項等について、内閣官房が把握すべきではないか。

(回答)

総合調整事務を行うに当たり、内閣官房が各行政機関における特別秘密制度の運用に関し一定の事実を把握する必要が生じることが考えられるが、把握すべき事実の範囲については今後検討してまいりたい。